

令和2年第3回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和2年6月23日(火)～7月9日(木) (17日間)

2 審議結果

次の議案が6月23日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第97号

令和2年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係

○議第93号

パーソナルコンピュータの取得について

※7月6日の教育警察委員会での審議を経て、7月9日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
7月1日	小川 恒雄 (自 民)	○教育の再開について ・学習機会の確保に向けた対応について ・進路の実現に向けた対応強化について ・学校の熱中症対策について ・部活動の集大成の場への支援について
	高木 貴行 (県 民)	○学校再開を受けた学習環境の整備について ・学校再開を受けた心のケアについて ・再度の感染拡大や新たな感染症の発生に備えた県主導によるデジタル教材の整備について
	広瀬 修 (自 民)	○清流の国ぎふ大学生等奨学金について ・「ふるさと教育」等を通じた県内への就職促進について

7月2日	長屋 光征 (自 民)	<p>○高等学校定員の公私比率の見直しについて</p> <p>○SNS等インターネット上での誹謗中傷対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対するSNS教育の取組みについて
	野村 美穂 (県 民)	<p>○岐阜県の「性犯罪・性暴力対策強化の方針」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力をなくすための教育委員会としての取組みについて
7月3日	加藤 大博 (自 民)	<p>○GIGAスクール構想などのICT環境整備が学校教育に与える影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境整備による情報端末などの整備によって期待される効果と課題に対する取組みについて ・ICTやAIなどデジタル技術が活用される社会において、学校が果たすべき社会的役割と、学校組織や教職員の配置に与える影響について
	恩田 佳幸 (自 民)	<p>○特別支援学校就労支援オフィスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校就労支援オフィスの受入体制と就労支援について ・特別支援学校就労支援オフィスの出口対応について
	中川 裕子 (共 産)	<p>○学校再開後の学校運営のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校再開後の児童生徒に対する対応方針について ・少人数学級の拡充について
	小川 祐輝 (自 民)	<p>○GIGAスクール構想を契機としたICT教育環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境の整備による教育体制の変化について <p>①学習の個別最適化に向けた取組みについて</p>

		<p>②教員の役割の変化とそれに伴うスキルの習得について</p> <p>○小中学校におけるデジタル教材の活用に向けた支援について</p> <p>○ICT教育に関する知見・ノウハウの県内での共有について</p>
	伊藤 正博 (県 民)	<p>○高校生・大学生等の就職支援について</p> <p>・高校生に対する就職支援について</p>
	山本 勝敏 (自 民)	<p>○横断歩道での交通安全について</p> <p>・小学校の通学班における班長等児童による歩行者誘導活動のガイドラインの作成について</p> <p>②ガイドラインの浸透・活用について</p> <p>○県立高校における進学校の学力維持・向上に向けた取組みについて</p> <p>・大学入学共通テスト等による平均学力の把握と要因分析について</p> <p>・要因分析に基づく学力向上に向けた取組みについて</p>

○教育の再開について

・学習機会の確保に向けた対応について

教育長答弁

県立高校では臨時休業期間中、ICT環境と生徒が保有するスマホ等を活用してオンライン授業を実施しましたが、使用する回線は各校で1学年1回線が基本であり、多人数が参加する授業では教員と生徒の間のやりとりに時間を要することや、スマホは画面が小さく長時間の視聴には厳しさがあるといった課題があります。

こうした課題に対応しつつ感染拡大第2波に備えるため、回線を1学年3回線に増強するほか、国の補正予算を活用し、学習支援ソフトが入ったタブレット端末を生徒一人一台配備することで、生徒が端末から提出した課題を教員がリアルタイムに確認し、アドバイスや添削を実施するなど、双方向型学習の充実を図ってまいります。

また、小中学校では、国のGIGAスクール構想により、一人一台のタブレット端末が配備されるものの、オンライン授業の実施に必要な環境が十分に整っていない状況です。このため、市町村に対し、専用のルーターやライセンスなどの整備を支援する制度の活用を働きかけながら、必要な環境の整備を支援してまいります。

○教育の再開について

・進路の実現に向けた対応強化について

教育長答弁

臨時休業期間中は、全ての県立高校でオンライン授業を実施し、生徒の進路の実現に必要な学習をサポートするとともに、5月25日からの登校日には、個人面談で生徒一人一人から進学や就職に関する不安を聞き取るなど、より丁寧に取り組んできたところです。

就職に向けては、先の国の決定で、採用試験の開始時期が例年より1か月程度延期となり、本日より企業等から高校への求人申込が始まっております。このため、今後は10月からの採用試験に向けて、志望先を検討・決定する際の助言を行うとともに、オンラインを積極的に活用し、生徒がWEB面接を受けられる際の指導や就職相談、職場見学などの機会の充実を図ってまいります。

また、進学については、夏季休業の短縮等により授業に必要な日数は確保しておりますが、さらにICTを効果的に活用することで、進学補習や個別指導等を含め、大学等の進学に向けた指導を着実に進めてまいります。こうした取り組みを通じて、生徒たちが希望する進路を実現できるよう対応してまいります。

○教育の再開について

・学校の熱中症対策について

教育長答弁

県教育委員会では、従来から、基本的な熱中症対策として「暑さを避けること」、「こまめに水分補給すること」等を徹底するよう各学校に通知してきたところですが、今年は、こうした対策に加え、新型コロナウイルス感染症対策にも並行して取り組む必要があります。

このため、学校再開ガイドラインで「原則着用」としているマスクについては、気温や湿度の状況から熱中症への対応が必要な場合を想定し、飛沫が広く拡散するような行動を控えることや、登下校時に距離をとることなどの対策を講じた上で、マスクを外してもよい旨を改めて周知したところです。

さらに教室内においては、エアコンにより適切な室温管理を行いながら、各学校の状況に応じて換気を行うサーキュレーターの整備も行うなど、感染症対策に意を用いながら熱中症の予防にも対応してまいります。

○教育の再開について

・部活動の集大成の場への支援について

教育長答弁

部活動に熱心に取り組んできた生徒たちが、その成果を発揮する場を設けることは大変重要であると考えております。

他方で、本格的な部活動は約3か月ぶりに行うこととなるため、再開にあたっては、基本的な練習から行うなどの段階的な取り組みや、三密を避けた練習を心掛けること、熱中症予防に十分注意することなどの留意点について、各学校に周知し徹底を図ってまいりました。加えて、各連盟には大会開催に向けて万全の感染症対策を行うよう依頼してきたところです。

各連盟では、大会開催に向けてガイドラインの作成や会場の消毒、受付での検温、会場への移動手段の工夫など、これまでの大会運営とは大きく異なり、様々な対応が必要になると伺っております。

このため、消毒液や体温計の購入など感染症対策に要する経費に加え、スポットクーラーや救護員の配備など熱中症対策に要する経費も支援するなど、生徒が安心・安全に参加できる環境を構築できるよう各連盟と連携し、対応してまいります。

○高木 貴行 議員（県民 多治見市）

7月1日（水）

○学校再開を受けた学習環境の整備について

・学校再開を受けた心のケアについて

教育長答弁

臨時休業期間中の児童生徒の悩みや不安を把握するため、市町村立学校では電話での相談や家庭訪問、県立学校ではメールを活用した「心のアンケート」などを実施してきました。

特に、学校再開を控えた5月下旬には、「心のアンケート」に寄せられた保護者からの不安等を踏まえ、全ての児童生徒と面談するとともに、SNSを活用した教育相談も実施したところです。

学校再開から1か月が経過しましたが、今後も、一層きめ細かな心のケアを行うことが重要であると考えております。

このため、児童生徒や保護者の悩みを的確に把握するために毎月1回を目途に「心のアンケート」を実施するとともに、把握した悩みについて丁寧に対応し、かつ専門的な助言や支援を行うため、学校に派遣する臨床心理士等の専門家を増員することとしております。

併せて、教員についてもこの仕組みを活用して、悩みを抱える生徒への接し方など学校運営上の課題を派遣された専門家に相談し、サポートを受けることができる場を新たに設けてまいります。

○学校再開を受けた学習環境の整備について

・再度の感染拡大や新たな感染症の発生に備えた県主導によるデジタル教材の整備について

教育長答弁

小中学校における臨時休業期間中の学習支援につきましては、各学校で紙媒体による学習教材の提供が行われる中、一部の学校では、授業動画の配信やオンライン授業も行われるなど、学校によって差異があったと認識しております。

こうした差異の解消に向けて、ICTを活用した学習支援の充実が必要であると考えており、まずは進学等を控えた小学6年生及び中学3年生を対象に、教科の予習・復習に使用できる学習動画を授業の進度に合わせて作成してまいります。さらに、今月中には県ホームページに専用サイトを新たに設け、県が作成したデジタル教材や国、市町村等が作成する教材も順次掲載し、児童生徒が習熟度や興味関心に応じて活用できる環境を整備します。

また、教員を対象に、授業動画を作成するノウハウを習得する研修を今月中に実施するとともに、学校訪問の機会にはICTを活用する個別の取組みも支援するなど、教員や学校によるICT活用の底上げを図りながら学習環境の一層の充実に努めてまいります。

○広瀬 修 議員（自民 岐阜市）

7月1日（水）

○清流の国ぎふ大学生等奨学金について

・「ふるさと教育」等を通じた県内への就職促進について

教育長答弁

本県では、第3次教育ビジョンにおいて、ふるさと教育の充実を重点施策として位置づけており、小中学校での授業や体験活動で学んだふるさとの知識をさらに深め、全ての高校で、地域と高校を強く結びつける活動を通じて、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する取組みを、学校や学科の特色に応じて展開しております。

例えば、普通科高校では、市町村や大学、福祉施設などと連携し、防災や福祉・医療など、地域に密着した課題を共に考え生徒が解決策を提案したり、専門高校では、市町村や地元企業と協力し、特産物や自然・文化などの地域資源を活用した地域活性化策の企画・立案などに取り組んでいるところです。こうした取組みに参画したことにより、地元に対して新たな発見をし、改めて自分の進路を考えた結果、地元就職した生徒も出てきております。

今後も引き続き、こうした取組みを通じて、より多くの子どもたちが県内への就職に関心を高めることができるよう、ふるさと教育を推進し、「清流の国ぎふ」を担う人材の育成につなげてまいります。

○長屋 光征 議員（自民 岐阜市）

7月2日（木）

○高等学校定員の公私比率の見直しについて

教育長答弁

県立高校の入学定員は、中学校卒業予定者数の増減、中学3年生の進路希望状況や高校入試の出願実績、私立高校の状況などを勘案して、毎年決定しております。

こうした中、県立高校においては、産業教育や学びのセーフティネットとしての役割も含め、県内のどの地域においても、生徒の多様なニーズに応えることができる教育環境を提供する必要があり、生徒数の少ない地区にある高校でも、一定の定員の維持に努めております。他方で都市部では、県立の普通科高校に出願者が集中しており、生徒減少期の入学定員は、これらの点も踏まえ、慎重に決定する必要があります。

近年、私立高校の入学定員の割合は、徐々に増加している状況にありますが、できる限り多くの生徒の進学希望をかなえるという視点に立ち、公立・私立双方が、現状と課題を互いに共有しながら、それぞれにとって適した定員となるよう、私学関係者とも協議を重ねながら検討してまいります。

再質問

教育長に、1点だけ公私比率の見直しについて再度ご質問させていただきたいと思います。教育長の方からは募集定員の形もですね、ここ何年か少しずつ改善をしてきているというお話もでておったわけではありますが、一方で、その比率も限りなく変わっているのか変わっていないのか分からないくらいの少ない比率で変わっているのと同時に、募集定員の比率だけではなくて、最終的に入ったところを見ると結局8対2なんですね。

教育長が言われる、公立高校として県下さまざまな地域にしっかり配備をしなければいけないというのは、私自身も分かっているわけではありますが、一方で、例えば毎年9月に開催されている協議会を含めてですね、協議会をもっとしっかり増やして行って、現実には今年はこうなんだ、こうなんだというのを、だいたい生徒数の減の方は分かっているわけですから、どのように本当に見直していこうというおつもりなのかを、再度教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長答弁

公立高校の定員でございますけれども、現実、充足状況は、岐阜地区や西濃地区では充足している高校が多く、その他の地区では未充足の高校が多いという状況、他方、私立高校の場合はその反対の傾向、特に、岐阜地区では、未充足の高校が多いという状況でございます。

私立高校で未充足校の多い岐阜地区、特に、県立の普通科高校に出願者が今現在集中しているということで、できるだけ多くの生徒の進学希望をかなえるということから、こうした高校の定員等についても、慎重な検討が必要だろうというふうに考えております。

入学定員の見直しについては、先ほどご答弁申し上げましたが、公私の協議会で議論をした上で、公立高校については教育委員会で決定をするというふうになっておりますし、私学については私立高校で決定していただくということでございます。

したがって、この公私協議会自体、教育委員会で所管して開催しているわけではございませんので、知事部局の方で開催されておるわけですが、私共としてはその協議会にお出しする資料のあり方などについては、こういったこと、今ご説明申し上げたことがよくわかる資料など工夫をして、しっかり議論していただいて、そこで大枠といいますか基本的なお考えをいろいろお聞きするというふうにしていったらどうかというふうに考えております。

OSNS等インターネット上での誹謗中傷対策について
・児童・生徒に対するSNS教育の取組みについて

教育長答弁

県教育委員会では、啓発資料や教材を活用しながら、児童生徒に対する情報モラル教育を実施しております。

一方、昨年度、児童生徒を対象に実施した調査では「SNS等で被害を受けたり、嫌な思いをした」との回答が全体の約6%ありました。また、「自分が他人の悪口や個人情報を公開する書込みをした」との回答が約3%あり、こうした書込みは「軽い気持ちで行ってしまった」としています。

調査結果を踏まえ、児童生徒が加害者になることを防ぐため、今年度配布する資料には「SNS等で他人を傷つける乱暴な書込みを繰り返し行うことは禁止されていること」や、「児童生徒が行った場合でも罰則が適用されること」など、この4月に施行された県迷惑行為防止条例の内容を盛り込み、啓発・指導に活用してまいります。

また、被害者にならないという観点からも、個人が特定されやすい情報を発信しないなど、自分のプライバシーを守ることの大切さや、SNS等の正しい使い方を学ぶ機会を充実させてまいります。

○野村 美穂 議員（県民 大垣市）

7月2日（木）

○岐阜県の「性犯罪・性暴力対策強化の方針」について
・性暴力をなくすための教育委員会としての取組みについて

教育長答弁

国は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について、今月を目途に具体的な工程を作成することとしています。県教育委員会では、速やかに可能な取組みを進めてまいりたいと考えております。

例えば、小中学校では、道徳などにおいて、生命の尊さや、一人一人を尊重する態度を育てる教育を実施しておりますが、今後は、考え方が異なる様々な仲間との対話や議論を取り入れ、「仲の良い間柄でも、相手が嫌と言うことをしない」という認識を児童生徒が正しく持てるよう指導してまいります。

また、高校では、「デートDV」を題材に話し合い、交際に伴う双方の責任について理解を深めるといった学習も行われています。さらに今後は、県警など関係機関との連携を強化し、授業で生徒の質問に専門家が直接答えたり、グループ討議を通して性衝動にまかせて行動することの危険性について考えるなど、生徒一人一人が「性暴力は許されるものではない」という認識を持ち、性犯罪がもたらす問題の大きさを理解できるよう指導してまいります。

OGIGAスクール構想などのICT環境整備が学校教育に与える影響について

- ・ICT環境整備による情報端末などの整備によって期待される効果と課題に対する取組みについて

教育長答弁

仕事や家庭でICTが日常的に活用される中、未来の社会を担う子供たちが学ぶ学校でも同様にICT環境を整え、情報活用能力を育むことが求められており、第3次岐阜県教育ビジョンでも、あらゆる学習の基盤となるICT環境の整備と利活用の推進を重点施策としております。

ICTの整備と利活用により、子供たちに知識や技術を効率良く伝えたり、子供たちが意見を伝え合い考えを深めていく学習が実施しやすくなるといった効果があると考えております。併せて、授業準備の省力化や教材の共有化など、教職員の働き方改革につながる効果も期待しているところです。

今後の学校教育においては、ICTを活用した、主体的、対話的な学びを引き出す指導方法の充実が課題だと考えております。このため、これまで多くの教員がオンライン授業に取り組む中で培った経験を活かしつつ、習熟度に応じた個別教材による授業展開など、具体的な活用事例の研修を実施してまいります。

OGIGAスクール構想などのICT環境整備が学校教育に与える影響について

- ・ICTやAIなどデジタル技術が活用される社会において、学校が果たすべき社会的役割と、学校組織や教職員の配置に与える影響について

教育長答弁

デジタル社会における学校の役割としては、子供たちが、将来その社会の一員として生きていくうえで必要な、知識や技術の習得に加え、情報を適切に活用する能力や、教員、地域の人々など多様な他者との触れ合いを通じて、社会性やコミュニケーション能力などの資質、能力を身に付ける学びを提供することにあると考えております。

そして学校では、デジタル技術の活用による教材や資料の共有などによる効率化や、オンラインでの外部人材の活用などが進む一方で、子供たちが対面で、人々と直接触れ合う学習の必要性が一層高まることが考えられます。

こうした流れは、オンライン授業などの単位認定のあり方、基本的な学級規模や、教員免許を持たない社会人を含めた教員配置など、制度の見直しに影響する可能性も考えられます。現在、この点については、国において現行制度の一体的な見直しが検討されており、県教育委員会としても、その動向を注視してまいります。

○特別支援学校就労支援オフィスについて

・特別支援学校就労支援オフィスの受入体制と就労支援について

教育長答弁

就労支援オフィススタッフにつきましては、高等学校等への紹介やハローワークでの求人を行っておりますが、より多くの方々に働いていただけるような取組みを充実する必要があると考えております。

そこで、今後は、障害者就業・生活支援センターや高等学校等と連携しながら、卒業後の離職者や再就職の相談状況を随時確認し、ニーズの把握に努めてまいります。加えて、ホームページに専用サイトを設けて、オフィスの取組みを広くPRしてまいります。

また、一般企業等への就労につなげるため、一人一人の職業に関する適性を把握し、それに応じた業務を計画的に行うことにより、就労に必要な能力が備わるよう取り組んでいるところです。

今後は、オフィスを設置している地域の学校等に出向き、事業を丁寧に説明するとともに、業務提供に協力していただける場を拡大していくなど、きめ細かな就労支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

○特別支援学校就労支援オフィスについて

・特別支援学校就労支援オフィスの出口対応について

教育長答弁

就労支援オフィススタッフを新たな就労先につなげるためには、業務を遂行する上での具体的な課題を事前に把握し、配慮や工夫する点を明らかにしておく必要があります。とりわけ障がい者の就労については、企業等の業務内容やニーズと本人の特性及び能力等とのマッチングが重要となります。

このため、今後は支援員を中心に、ハローワークと連携しながら、スタッフの業務の達成状況や適性、希望等を踏まえた就労先の開拓や、収集した求人情報等の提供を進めてまいります。加えて、企業等での実習やハローワークが主催する就職面接会への参加など、あらゆる機会を捉えて、可能な限り早い段階で新たな就労先につなげるよう支援に努めてまいります。

また、就労先が決まらないまま最長3年の任期を終える場合であっても、福祉事業所と連携して、オフィスの取組内容や業務の達成状況を確実に引き継ぐなど、切れ目なく支援してまいります。

○学校再開後の学校運営のあり方について

・学校再開後の児童生徒に対する対応方針について

教育長答弁

県教育委員会では、授業が「詰め込み」にならず、例年と同様のペースで進められるよう、夏休みの短縮等により授業時数を確保し、来年3月末までに終わることができる見通しを示しております。

また、小中学校に対し、年間を見据えて無理なく指導できるよう、「学校再開後の授業実践ガイド」を作成・配布し、仲間と共に学ぶ協働学習の進め方や、知識等の定着を図る時間を確保するための指導計画例を示すなど、学校再開後の児童生徒の人間関係づくりや、個々の学習状況に応じた授業を実践するよう働きかけております。

さらに、児童生徒の心のケアを行うため、学校再開を控えた5月下旬には、担任が全ての児童生徒と面談を実施したところですが、一層きめ細かなケアを行うために、学校に派遣する臨床心理士等の専門家を増員することとしております。

これらの取組みに加え、教育事務所による学校訪問の機会には、指導計画の工夫や改善に向けた取組みについて提案や助言を行うなど、児童生徒の学校生活の充実が図られるよう支援してまいります。

○学校再開後の学校運営のあり方について

・少人数学級の拡充について

教育長答弁

学校再開後の感染予防と学習保障の両立を図るため、児童生徒へのきめ細かな学習支援を行う学習指導員と、校内の消毒・清掃等を行うスクールサポートスタッフを全ての学校にそれぞれ1名から2名配置するとともに、最終学年における少人数指導の必要性が特に高い大規模な小中学校に教員を追加配置してまいります。

これまで本県では、国の基準である小学校1年生に加え、小学校2、3年生及び中学校1年生についても35人学級とするとともに、小学校の算数、中学校の数学、英語について原則25人以下の少人数指導を実施してきました。今後、さらなる少人数学級の実施に向けては、教員の大幅な増加が必要となります。

ご案内のとおり、毎年度の教員定数は国の法律、予算に基づいて配分されるものであり、国に対し、引き続き教員定数の改善等を求めてまいります。

再質問

最後に、教育長に少人数学級についてお答えをいただきました。消毒とか清掃、それからサポートに、支援員の方やサポートスタッフの方をつけていただいたんですけれども、そうは言っても過密状態というのはそのままなんです。大規模なところにだけ今回加配をいただいて、少人数学級は進められますが、これはいいことなんです、学校運営の立場からの観点ではないかと。子供にとったら、大規模であろうが、小さい学校であろうが、40人学級というのは過密状態であって、国が言っている1メートルの身体的距離をとることもできない。感染症から子供を守るという観点でも、順次進めていく必要がある。

これは国の支援を待たずに県独自でやっていただきたいと思います。この点についてはいかががお考えでしょうか。

教育長答弁

ご質問がありました点についてでございますが、感染症対策自体につきましては、国の衛生管理マニュアルでは、各地域の感染レベルに合わせた対応を取ることとされておりまして、岐阜県が該当するレベル1の地域では1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとることとされておりまして、ただ、それはこのマニュアルには現場の状況に応じて柔軟に対応をしてくださいと書かれております。国のマニュアルを踏まえまして学級内で最大限の間隔を取るとともに校内の消毒や換気、児童生徒の健康管理等も適切に行うことで各学校における感染防止に努めてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、少人数学級を進めることにつきましては、やはり教員の大幅な増加ということになります。教員定数や加配、国の法令ですとか、予算に基づき決定されておりまして国の検討状況を注視するとともに教員数の増加について継続して要望してまいりたいと考えております。

再々質問

1点、少人数学級ですけれども、先ほどから知事は様々な予算を入れて、新しい生活様式、そして感染拡大防止のために、力を尽くしておられるということなんです、一方で、学校だけは、今までのまま、新しい生活様式をなかなか取り入れられないというのは、どういったことなのかなと思われました。

今議会にはコロナをはじめ、感染症対策の条例が出ております。例えばこの条例だと、第4条の県の責務に、教育分野にも十分に配慮するということが書かれておりますし、そしてその3項では、感染症対策を県政の最重要課題として捉え位置付けて、予算も人員も重点的に配分し取り組むとあるんです。

教員の定数、また予算、これについての決意が、私はこの条例から読み取ったんですけれども、条例を今提出して提案をしている一方で、今の教育長の考えというのは、少し離れているのではないかなと。例えば、順次、引き上げて

いくような、そういう計画やロードマップを示すことはできないでしょうか。
1点伺います。

教育長答弁

県といたしましては、本当に国の補正予算を踏まえまして、臨時交付金も活用しながら、まさに先ほどご説明いたしました大規模校への教員の加配ですとか、学習指導員の全校配置に必要な費用を計上していただいております、非常に手厚く教育分野について、臨時交付金を使って支援をしていただけるんじゃないかと思っております。

ただ、やはり教員定数そのものに入ってまいりますと、国の法律予算に基づいて配分をされるものでございますので、少人数学級そのものの推進は、国の責任において進められるべきものであると考えておりますので、国の検討状況を注視し、国への改善要望を継続して実施して参りたいと考えております。

○小川 祐輝 議員（自民 瑞浪市）

7月3日（金）

OGIGAスクール構想を契機としたICT教育環境の整備について

・ICT環境の整備による教育体制の変化について

①学習の個別最適化に向けた取組みについて

教育長答弁

OGIGAスクール構想による一人一台端末とネットワーク環境の一体的な整備は、子どもたち一人一人に個別最適化された学びの実現に不可欠で、県と市町村が連携して取り組む必要があります。

このため、市町村に対しては、学校規模に応じた適切なネットワーク規格、端末のスペックやソフトウェアの選択などについて、市町村の要望を踏まえ情報提供を行ってまいりました。また、この構想の対象外であるオンライン授業について、必要経費を支援する枠組みを検討しております。今後は、こうしたハード面での整備に加え、教員研修の充実やデジタル教材の整備、ICT教育に関する知見やノウハウの共有など、ソフト面での支援を進めてまいります。

OGIGAスクール構想を契機としたICT教育環境の整備について

・ICT環境の整備による教育体制の変化について

②教員の役割の変化とそれに伴うスキルの習得について

教育長答弁

教員は、一斉学習だけでなく、個別学習や協働学習などを通して、児童生徒の主体的で対話的な学びを引き出す必要があります。このため、総合教育センターの一人一台端末環境のモデル教室で、初任者や若手教員を対象に、適切な学習テーマや素材選定のあり方、効果的な質問や助言の手法などについて、研修を実施しております。

今後は、市町村の要請に応じ、各学校のICT教育の中心となる教員を対象に、デジタル教材の活用事例や端末を活用した協働学習のノウハウなど、それぞれの環境に応じた研修を実施するとともに、総合教育センターに設ける相談窓口において、市町村のICT教育に関する取組みが円滑に進むよう、助言・支援してまいります。

○小中学校におけるデジタル教材の活用に向けた支援について

教育長答弁

小中学校における、学習動画・ドリルなどのデジタル教材の活用状況は、学校によって差異があるため、県では、臨時休業中に、ウェブで提供した小学校の算数教材の積極的な活用を促すとともに、全ての教科で学習動画を作成し、差異の解消に努めてまいりました。今月中には、新たに県の専用サイトを設け、児童生徒が予習・復習に使用できる動画を順次、作成・掲載するとともに、国や市町村等が提供するデジタル教材も併せて掲載し、活用を促してまいります。

また、デジタル教材の選定に当たり、専門的な助言が必要な場合には、今年度より配置したICT活用推進アドバイザーを、市町村の求めに応じて派遣することで、支援の充実に努めてまいります。

○ICT教育に関する知見・ノウハウの県内での共有について

教育長答弁

デジタル教材は容易にカスタマイズできることから、教材の共有化は、教員の働き方改革において有効であり、また、教員が授業展開のノウハウを共有することは、授業の質の向上にもつながるものと考えております。

そこで、新設する県の専用サイトは、教員向けに、タブレットや電子黒板、デジタル教材などを効果的に活用した授業の動画を作成・掲載し、教員が勤務する学校からも繰り返し視聴・活用できるようにしてまいります。

さらに、各学校から寄せられた、ICTを活用した学習についての様々な問合せや回答をFAQの形式に整理し、総合教育センターのホームページに掲載することで、ICT教育の知見やノウハウの共有に努めてまいります。

○伊藤 正博 議員（県民 各務原市）

7月3日（水）

○高校生・大学生等の就職支援について ・高校生に対する就職支援について

教育長答弁

来春の公立高校卒業予定者における就職希望者の割合は、直近の調査では25%程度と、昨年度とほぼ同水準となっており、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を鑑みますと、就職に向けた支援の強化が重要であると認識

しています。

このため、臨時休業期間中、各高校では企業やハローワークから求人情報を収集し、就職希望者に提供したほか、オンライン授業に採用試験対策を組み込むなどの支援を行いました。また、県教育委員会では、県内の経済団体や企業に求人要請を実施したところです。

今月からは、ハローワークと連携した就職ガイダンスをオンラインで実施するとともに、県内19校に配置しているキャリアプランナーを活用し、地元企業の求人を開拓した上で、その情報を学校間で直ちに共有し、就職相談などに活用してまいります。加えて、生徒がWEB面接を受ける際の指導を行うなど、就職を目指す生徒へのきめ細かな支援に取り組んでまいります。

○山本 勝敏 議員（自民 多治見市）

7月3日（金）

○横断歩道での交通安全について

・小学校の通学班における班長等児童による歩行者誘導活動のガイドラインの作成について

②ガイドラインの浸透・活用について

教育長答弁

小学校では、毎年、各学校の安全計画に基づいて交通安全教室を開催し、県警や交通安全協会の方々から児童が直接指導を受けて、交通ルールやマナー、道路の歩行の仕方、自転車の乗り方や点検方法など、交通安全に必要な知識と技能の習得につなげております。

今後、通学班による集団登校や歩行者誘導の方法などに関するガイドラインが作成されれば、各学校や地区の実態に応じて、交通安全教室などでガイドラインに基づいた指導を実施し、その浸透と活用を図ってまいります。

○県立高校における進学校の学力維持・向上に向けた取組みについて

・大学入学共通テスト等による平均学力の把握と要因分析について

教育長答弁

各高校では、生徒及び保護者の同意を得て情報提供を受けた大学入試センター試験の自己採点結果を、受験生本人の出願先の決定や、在校生の翌年度の学習計画作成などに活用しております。

また、センター試験の自己採点の科目別平均点を、複数の学校間で共有し、自校の状況把握に努めている学校もありますが、共有した情報の分析は、それぞれの学校ごとに教員同士で実施することが多く、学校間で、科目ごとに統一的・組織的に行うという面では、十分とは言えません。

県教育委員会といたしましても、特に、議員からご紹介のあった、いわゆる進学校とされる高校においては、多くの生徒がセンター試験を受験することから、自己採点結果を、相対的に比較可能な客観的データとして活用し、自校の

強みや弱みを把握したうえで、その要因分析をより戦略的に行う意義は十分にあると考えております。

○県立高校における進学校の学力維持・向上に向けた取組みについて
・要因分析に基づく学力向上に向けた取組みについて

教育長答弁

大学入試センター試験の自己採点結果等を客観的に分析し、これを、授業内容や学校運営等の改善に生かしていくことは、基礎的・基本的な学力の定着に加え、推薦入試や2次試験などでも必要とされる、課題を発見・探究し、解決する力の育成にもつながるものと考えております。

このため、今後は、県教育委員会が中心となって、進路状況が似通った高校との間で、大学入学共通テストの自己採点結果等の情報を、相互に共有・分析する場を設けるなど、より組織的かつ戦略的に取り組んでまいります。

また、ICTを効果的に活用し、志望分野ごとにオンラインで進学補習や個別指導などを、これらの学校と共同で企画・実施するとともに、指導教材や指導のノウハウも共同で研究するなど、生徒たちが希望する進路の実現に向けた取組みの充実を図ってまいります。